

5. 安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者に義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業場の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

図3 事業場規模別安全衛生管理体制

規模 (労働者数)	業種 社会福祉施設 (労働安全衛生法 施行令2条3号の業種)
50~999人 [*]	<p>事 業 者</p> <p>→ 産 業 医</p> <p>↓</p> <p>衛 生 管 理 者 規模に応じ1~3人</p> <p>衛 生 委 員 会</p>
10~49人	<p>事 業 者</p> <p>↓</p> <p>衛 生 推 進 者</p> <p>安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聞く機会を設けること</p>
1~9人	<p>事 業 者</p> <p>安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聞く機会を設けること</p>

*1,000人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。

また、衛生管理者についても規模に応じ3~6人選任してください。

安全衛生推進の重要な柱

(1) トップの経営姿勢

職場の安全衛生はまず、「働く人、誰一人ケガをさせない」という経営トップの厳しい経営姿勢から活動が始まります。

(2) 管理者による実践

管理者である施設長、課長、係長、責任者（リーダーなど）が、業務の中に安全衛生を一体のものとして組み込んで、率先垂範して実践します。

(3) 職場自主活動の活発化

一人ひとりが危ないことを危ないと気付き、自主的、自発的に安全行動をとります。

労働災害事例

社会福祉施設での労働災害の代表的な事例を紹介します。

事故型	年齢	性別	概要
動作の反動、無理な動作	32	男	入浴後、利用者の着衣介助を行いストレッチャーへ職員2名で抱きかかえるように持ち上げた際、腰に痛みが走った。
動作の反動、無理な動作	37	女	入浴介助中に、利用者の体を浴槽から引き上げる際、誤って腰に負担がかかり、激痛で動けなくなった。
動作の反動、無理な動作	22	女	利用者が車いすから落そになっていたので姿勢を正そうと介助した際に、右足をひねり負傷した。
動作の反動、無理な動作	26	女	利用者のトイレ介助中、利用者が便座から立ち上がる際、転倒しそうになり、それを支えた時に、右手首をひねり負傷した。
転倒	51	男	デイサービス施設内で、利用者を車イスから介護ベッドに移乗時、足元に伸びていたベッドのコードに左足をとられて転倒し、左足アキレス腱を断裂した。
転倒	62	女	入浴介助中に、次に入浴する利用者を迎える際、浴室から廊下に出た所で滑って転倒し、顔面と左足を打撲した。
転倒	67	女	利用者の夕食の下膳のためワゴン車を厨房に持って行き、引き返す時、床が濡れていて、左足が滑り、右膝をついたところ骨折した。
墜落、転落	29	男	脱衣室へ着替えを届けるために階段を降りる際、スリッパが滑り階段から転落して、腰部と左腕を打撲した。
切れ、こすれ	38	男	老人ホームの厨房で調理中、野菜スライサーで右手中指を切断した。

社会福祉施設における安全衛生対策 ～腰痛対策・K Y活動・4 S活動～

●関連ホームページ●

厚生労働省「安全衛生関係リーフレット等一覧」のページ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>